

6

入会案内

会員とは

本会の会員は、協議会を構成する組織の一員として参画する施設・団体・個人で、普通会員と賛助会員の2種類があります。

普通会員	賛助会員
社会福祉法の第一種、第二種 社会福祉事業	企業・団体
介護保険法、老人福祉法、児童福祉法、 更生保護事業及び医療法に基づく事業	個人
社会福祉関係団体、社会福祉関係養成校、 民生委員児童委員、市町社会福祉協議会等	

※ 普通会員は原則、単一の事業単位での会員となります。法人単位ではありませんのでご注意ください。
例えば、同一法人で特養とデイサービスを行う場合、同一所在地であっても事業ごとにご入会ください。

会員特典

● 普通会員

- ◇ 本会が主催する有料研修を割引料金で受講できます。
- ◇ 民間社会福祉施設運営費助成が、会員助成額で受けられます。
- ◇ 福祉サービス第三者評価事業が、会員価格で受審できます。
- ◇ 社会福祉経営全般の個別相談に応じます。
- ◇ 機関紙「むすぶつなぐ（社会福祉しずおか）」を定期購読いただけます。
- ◇ 県内の社会福祉施設、事業所、団体等の情報を本会ホームページ内で閲覧できます。
- ◇ 社会福祉に関する情報をメールマガジンで配信します。
- ◇ 静岡県社会福祉協議会会長表彰の対象となります。

● 賛助会員

- ◇ 本会ホームページや封筒を活用した広告が会員価格で掲載できます。
- ◇ 県内の社会福祉施設、事業所、団体等の情報を本会ホームページ内で閲覧できます。
(個人会員は除きます)
- ◇ 機関紙「むすぶつなぐ（社会福祉しずおか）」を定期購読いただけます。
- ◇ 社会福祉に関する情報をメールマガジンで配信します。

入会手続き等

入会希望の場合は、本会ホームページまたは巻末の入会申込書に必要事項を記入・押印の上、本会まで郵送してください。

● 普通会員→様式1号

18 ページの会費区分1-(4)の事業所が入会する場合は、様式1号と3号

● 賛助会員→様式2号

なお、入会後に施設定員、名称、所在地等に変更があった場合は、速やかに本会へご連絡ください。

会費の請求

毎年7月～8月ごろ、すべての会員に会費区分による所定の年会費の請求書と振込依頼書をお送りしますので、お振込ください。

なお、7月～8月の請求後に入会される場合は、請求書と振込依頼書をご入会時にお送りいたします。

会費区分

普通会員

1 社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業

事業区分	定員	年会費
(1) 通園、通所施設	20人以下	5,000円
	21人～50人	10,000円
	51人～100人	15,000円
	101人～150人	20,000円
	151人以上	25,000円
(2) 入所施設	30人以下	10,000円
	31人～50人	15,000円
	51人～100人	20,000円
	101人以上	25,000円
(3) 利用施設		一律 7,000円
(4) 1～3の区分に該当しない 指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所 ※同一所在地で複数の事業を実施する場合は、一の事業所として取扱いますので、様式3号もご記入ください。		一律 5,000円
(5) 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、病院、診療所		一律 10,000円

注1) (1)～(4)の区分に該当する施設・事業所の詳細は次ページをご覧ください。

注2) 認定こども園については保育に係る子どもの数(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に定める子どもの数の合計数)とします。

注3) 定員数は毎年4月1日現在とし、4月1日以降入会した場合は入会時点の定員数によります。

2 社会福祉に関係ある団体

(1) 福祉関係団体	10,000円
(2) 社会福祉関係養成校	10,000円
(3) 特定非営利活動法人	2,500円
(4) 上記以外の団体	2,500円

3 社会福祉協議会

(1) 市町社会福祉協議会	人口1人につき 1円80銭
---------------	---------------

4 個人会員

(1) 民生委員・児童委員	700円
(2) その他 学識経験者等	2,000円

賛助会員

本会の目的に賛同する者

(1) 法人・団体	1口につき 10,000円
(2) 個人	1口につき 2,000円

賛助会員の口数は制限を設けておりません。

社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業区分

(1) 通園、通所施設	
児童福祉	障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター、保育所・へき地保育所、小規模保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、認可外保育施設（一般認可外保育所、事業所内保育所、院内保育所、ベビーホテル）
老人福祉	老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所
障害者福祉	障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）
(2) 入所施設	
生活保護	救護施設、更生施設
児童福祉	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
老人福祉	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（サービス付高齢者住宅を含む）
障害者福祉	障害者支援施設
婦人保護	婦人保護施設
(3) 利用施設	
生活保護	宿所提供施設、医療保護施設、生計困難者に対する助葬事業所
児童福祉	地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、障害児相談支援事業所、児童館、児童遊園、助産施設、児童相談所
老人福祉	老人福祉センター、老人介護支援センター、認知症高齢者グループホーム、地域包括支援センター、老人憩の家、老人休養ホーム
障害者福祉	障害福祉サービス事業所（共同生活援助、日中一時支援）、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、点字図書館、介助犬・聴導犬・盲導犬訓練施設、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害者就業・生活支援センター
母子福祉	母子福祉センター、母子休養ホーム
社会福祉一般	無料低額宿泊所、無料低額診療施設、無料低額老人保健施設、隣保館
更生保護	更生保護施設
(4) 1～3の区分に該当しない事業所	
指定訪問介護事業所	
老人短期入所施設	
指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、宿泊型自立訓練、自立生活援助、特定基準該当障害福祉サービス
指定居宅サービス事業所	訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く）、共生型サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
指定地域密着型サービス事業所	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く）、介護老人福祉施設入所者生活介護
指定居宅介護支援事業所	
指定介護予防サービス事業所	訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション